

都市計画道路の見直しについて

都市計画道路とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された主要な道路

都市計画道路を決定する目的とその効果

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

・許可される建築物の例(以下の2つに該当する建築物)

階数が2階以下で、かつ、地階を有しない。

主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等であること。

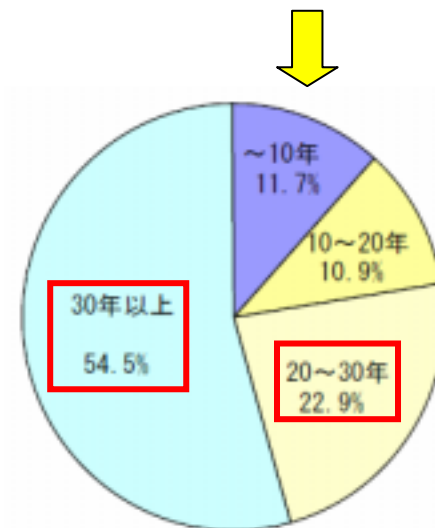
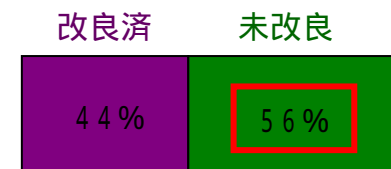
都市計画運用指針

・都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。

・これまでの運用においては、一度都市計画決定した施設の都市計画の変更について、あまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的に見れば都市の将来像も かわりうるものであり、必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

・都市計画道路の廃止や幅員の縮小は、例えば想定していた市街地の拡大が見直されるなどにより当該道路の必要性がなくなった場合や、代替路線の整備が行われた場合等が考えられるが、変更を行う場合にはその変更理由を明らかにした上で行うべきである。

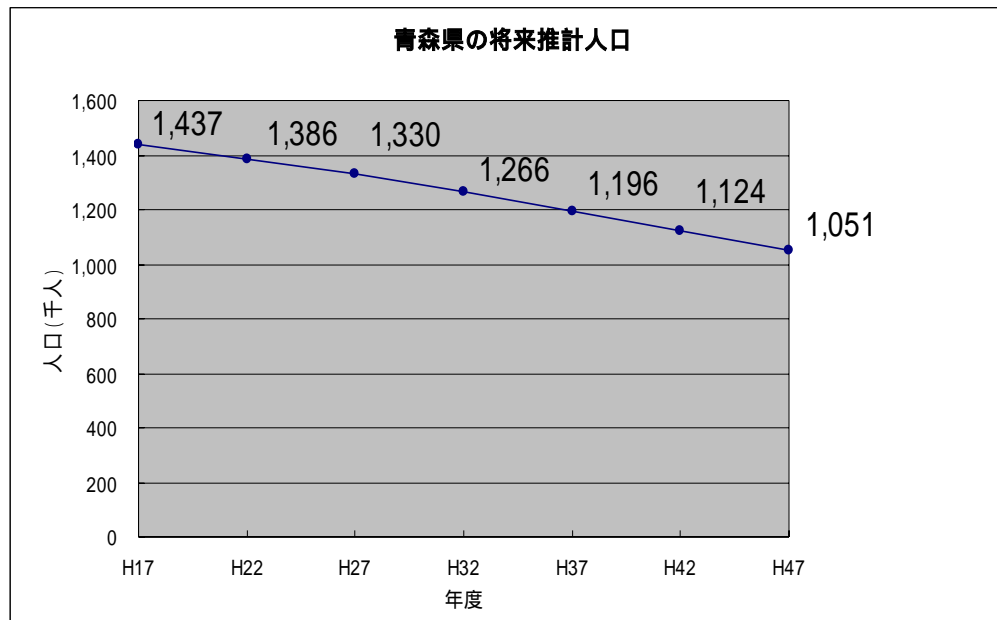
- ・都市計画道路(527路線、1,339km)のうち、752km(56%)が未改良
- ・752kmの約8割(582km)が20年以上未着手



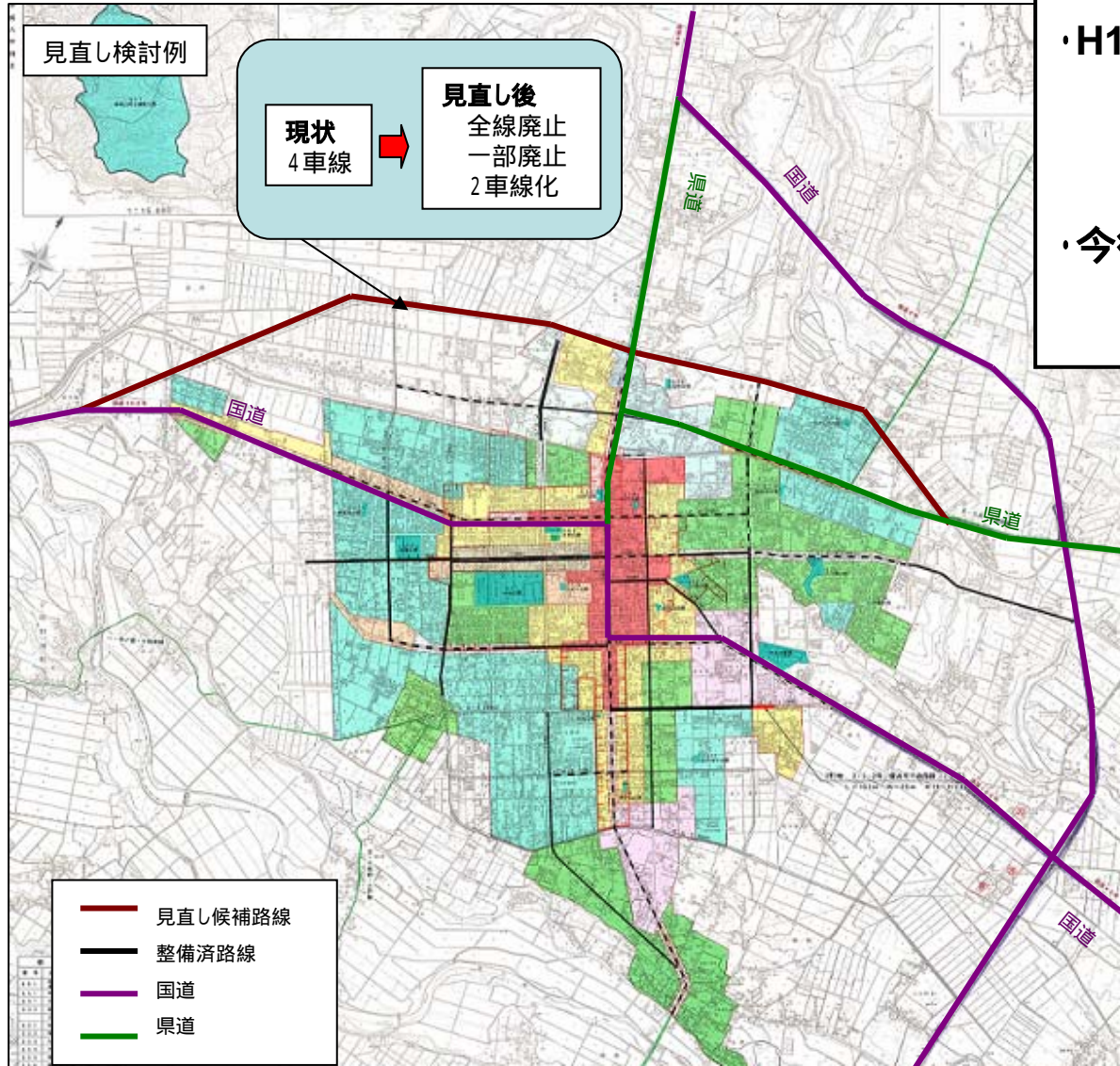
経過年数別未改良延長内訳

都市計画道路を取り巻く状況

- ・県全体で、143万人(H17国勢調査)の人口が、30年後までに約3割減少
- ・自動車保有台数がはじめて減少に転じる(H18年 H19年)
- ・交通需要の実績値が推計値を下回る。(H18年で - 5.8%)
- ・社会資本整備費の縮小(選択と集中、既存ストックの活用)
- ・都道府県、政令市(64団体)のうち、58団体が都市計画道路の見直しガイドラインを策定しているなど、全国的な見直しが進んでいる。
- ・本県の未改良区間の約半分が30年以上未着手である。



都市計画道路の見直しに係るこれまでの取り組み



- ・H17.8 「青森県都市計画見直しガイドライン」策定
- ・H18～20 ガイドラインに基づき、道路機能や事業実現性の観点から見直し候補路線の抽出(路線ごとに計画継続、変更又は廃止の検討)
- ・今後 見直し候補路線について、定量的な評価により都市計画の変更又は廃止等を検討

調査内容

H20まで 見直し候補路線の抽出

H21 道路網見直し調査

第14次交通フレーム(国土交通省)

将来交通量推計(各都市計画区域)

交通解析(各都市計画区域)

・見直し路線ごとに、見直し(縮小、廃止等)の
妥当性について定量的に評価

(評価の観点)

・見直し後の交通混雑の予測

・交通ネットワークの検証

見直し(計画継続、変更、廃止等)の
定量的裏付け

H22

将来
都市計画道路網

青森県
都市計画
マスタープラン

目標とする都市像実現の
ための土地利用と
都市施設の整備方針

住民の合意形成

都市計画道路の
見直し手続き